

## 別紙4(オンデマンドアプリケーション機能の規定)

### 第1条 (提供条件)

1. 契約者は、自己の責任において、システム管理者および利用者をして、利用規約およびその他当社が随時通知する内容に従い、オンデマンドアプリケーション機能を利用させるものとします。システム管理者、及び利用者が本規約に違反した場合、当社はシステム管理 ID や当該利用者のユーザ ID 等を削除できるものとします。
2. 契約者は、システム管理者または利用者が本規約の各条項に違反したことにより当社または第三者に発生する一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
3. 契約者は、システム管理者および利用者がオンデマンドアプリケーション機能を通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
4. オンデマンドアプリケーション機能の利用に関して、利用者が第三者に対して損害を与えた場合または第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社には何等の迷惑または損害を与えないものとします。
5. 当社は事由の如何にかかわらず、利用者がオンデマンドアプリケーション機能用設備のファイルに書き込んだ情報の消滅および消滅に起因して利用者に損害が発生したとしても、一切の責任を負わないものとします。

### 第2条 (ログイン ID 等の管理)

1. 契約者は利用者の中から、システム管理者を指名するものとします。
2. システム管理者はユーザ ID 等を適正かつ厳重に管理するものとします。
3. ユーザ ID 等の管理の不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者およびシステム管理者はユーザ ID 等の盗難があった場合、もしくはユーザ ID 等が第三者に使用されていることが判明した場合には、当社にただちにその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

### 第3条 (通信環境の用意)

契約者はオンデマンドアプリケーション機能を利用するために必要な通信端末およびインターネット接続環境を契約者の費用と責任において準備するものとします。

### 第4条 (技術的事項)

「Master's ONE サービス仕様書」の通りとします。

### 第5条(スマートデバイス管理サービスの提供条件)

スマートデバイス管理サービスは、インターネットに接続された利用者のスマートデバイスを、当社が提供する管理・操作システムを利用して、システム管理者が遠隔管理できるインターネット ASP サービスです。

スマートデバイス管理サービスは、当社が提供する特定の通信網サービスに付随するものではなく、サービス仕様書に定める要件を満たす限りは、他事業者の通信網サービスによるインターネット接続環境下においても使用できます。

よってスマートデバイス管理サービスは、当社が提供する通信網サービス契約の有無に係らず、契約・使用できる

ものとしてします。

## 1. 利用条件

(1) スマートデバイス管理サービスを使用するためには、操作システムに接続するためのブラウザ、及び管理対象となるスマートデバイスとそのオペレーティングシステムは、当社が指定する種別・機種・バージョンに適合している必要があります。

(2) スマートデバイス管理サービスを使用するための機器及びその設定は、契約者の責任で行います。

## 2. 契約の単位・方法

スマートデバイス管理サービスではスマートデバイス1台毎に、1つの本サービス契約を締結することとします。

スマートデバイス管理サービスにおける本サービス契約はシステム管理者がスマートデバイスを、操作システムを使用して登録することで成立するものとし、利用規約第13条1項に記載の通知は行わないものとします。ただし、契約者が、利用規約第13条3項に該当する場合は、当社は、契約の取消を行うことができるものとします。

## 3. 料金の単位

スマートデバイス管理サービスの料金は、月初から月末を料金月とします。

契約者は、スマートデバイス管理サービスの利用開始日にかかわらず、契約開始月も1ヶ月分の料金を支払うものとします。

## 4. 契約の解除

スマートデバイス管理サービスでは利用規約第18条1項に関わらず、契約者が書面による通知を行った日から10営業日後に契約が解除されるものとします。

契約者は、スマートデバイス管理サービスの契約終了日にかかわらず、契約終了月も1ヶ月分の料金を支払うものとします。

## 5. 保証の限定

スマートデバイス管理サービスは、次の事項を保証するものではありません。

(1) 常に可用であること

(2) 完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

また本サービスの使用にあたり必要となる、契約者が用意する関連サーバの動作・品質・可用性についても、当社は一切保証しません。

本サービスを他事業者通信網サービスにおいて使用する場合は、契約者の責任において使用するものとし、当社は一切保証しません。

## 6. その他

(1) 契約者は、本サービスの管理対象スマートデバイスが、通信網を経由して管理システムへ自動的に通信を行うことを予め承諾するものとし、システム管理者・使用者に同様の承諾を得るものとします。

またそのために発生する通信料は、契約者が負担するものとします。

- (2) 解約時には、契約者・システム管理者・使用者は、本サービスにおいて当社より提供されたソフトウェアの使用を中止し、スマートデバイスその他から完全に消去するものとします。